

大阪府・大阪市ライドシェア有識者会議 設置要綱

（設置の目的）

第1条 2025年大阪万博開催時の交通需要の増大への対応として、大阪府及び大阪市においてライドシェアの導入について共同して検討するにあたり、専門的見地を有する者からの意見を幅広く聴取するため、大阪府・大阪市ライドシェア有識者会議（以下「有識者会議」という。）を大阪府が設置する。

（所掌事項）

第2条 有識者会議は、次の事項について幅広く意見を述べるとともに、参加者相互の意見交換を行う場として実施する。

- （1）大阪府及び大阪市におけるライドシェアの導入に向けた検討に関すること。
- （2）その他、ライドシェアに関する必要な事項

（組織）

第3条 有識者会議は、大阪府都市整備部事業調整室長が選任する委員をもって構成する。

（会議）

第4条 有識者会議は、大阪府都市整備部事業調整室長が招集する。

- 2 大阪府都市整備部事業調整室長は、委員以外の者に対して出席を求めることができる。
- 3 委員の代理出席を認めるものとする。
- 4 会議は、原則として公開する。

（謝礼及び費用弁償）

第5条 委員並びに前条第2項及び第3項に規定する者（以下「委員等」という。）が有識者会議に出席した際の謝礼及び旅費の額は、別紙「研修講師謝礼基準」を基準とする。

- 2 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。
- 3 大阪府及び大阪市の特別顧問及び特別参与（特別職非常勤職員就業等規則（平成24年大阪府規則第287号）第2条第2号及び第3号並びに大阪市特別顧問及び特別参与の設置等に関する要綱に規定する特別顧問及び特別参与をいう。以下「特別顧問等」という。）が有識者会議に出席した場合は、特別顧問等として業務を行うものとし、前2項の規定は適用しない。

（事務局）

第6条 有識者会議の事務は、大阪府都市整備部事業調整室新交通施策推進課において行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項がある場合は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月9日から施行する。

この要綱は、令和6年1月18日から施行する。

研修講師謝礼基準

① 謝 礼

平成5年4月1日改正

区分	職	講 義 (円) 〔1時間当たり〕	講 演 (円) 〔1回当たり〕
A	大学学長	11,000	56,000
B	弁護士、評論家、コンサルタント 会社会体の長	8,500～11,000	45,000～ 56,000
C	大学教授 国官庁局・部長級	9,000	56,000
D	大学助教授、国官庁課長級 他府県部局長級、会社会体の役員	8,500	45,000
E	大学講師、国官庁課長代理級 他府県課長級、会社会体の上級管理職	7,000	34,000
F	大学助手、高校教諭、国官庁係長級 他府県課長補佐級、 会社会体のその他職員	5,000	22,000

ア 上記基準によりがたい講師（著名人等）の場合は、その都度定める。

イ 近隣府県在住の講師については、下記の額を謝礼に加算する。

近 隣 府 県	加算額（1日につき）
兵庫県、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県	1,000円

② 旅 費 上記イ以外の都道府県から招へいする講師については、別途招へい旅費を支払う。

③ テキスト、レジュメ料 テキスト、レジュメ等の原稿を、講師に依頼するときは、5,000円以内で謝礼に加算することができる。

④ 採 点 料 効果測定 of 採点を依頼するときは、次のとおり支払う。

受 講 者 数	採 点 料（非課税）
1人～100人	10,000円
101人～150人	15,000円
151人以上	20,000円